

第 216 回統計委員会 議事録

1 日 時 令和 7 年 4 月 25 日（金） 9:59～11:24

2 場 所 総務省第二庁舎 7 階大会議室及び Web 会議

3 出席者

【委 員】

椿 広計、津谷 典子、會田 雅人、清原 慶子、佐藤 香、白塚 重典、菅 幹雄、
樫 浩一、福田 慎一、松村 圭一

【臨時委員】

宮川 幸三、山澤 成康、牧野 好洋、小西 葉子、中川 郁夫

【幹事等】

総務省政策統括官（統計制度担当）、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、
内閣府経済社会総合研究所次長、

厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労務関係担当）

日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：谷本室長、田村次長

政策統括官（統計制度担当）：山田総務省大臣官房審議官

重里統計企画管理官

栗原統計品質管理推進室参事官

4 議 事

(1) 部会の審議状況について

(2) その他

5 議事録

○椿委員長 それでは皆様方おそろいということですので、ただ今から第216回統計委員会を開催いたします。

本日は久我委員、富田委員、二村委員が御欠席です。また、白塚委員が所用のため途中退席と伺っております。

本日も、会議の時間を短くするため、事務局による議事と資料の説明は省略とさせていただきます。本日の議事は、議事次第のとおり部会報告などを予定しております。

○谷本総務省統計委員会担当室長 本日も事務局にてウェブ画面上に資料を投映させてい

たきます。つきましては、委員の皆様方それから説明者及び質疑対応者等におかれましては、御発言の際には必ず資料名それからページ番号を冒頭お示しいたきますようお願いいたします。また、御質問される方、御回答される方、双方におかれましても、御発言の際には冒頭御自身のお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。スムーズな委員会運営に向けて何とぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。

○樫委員長 それでは議事に入らせていただきます。まず、部会の審議状況についてです。サービス統計・企業統計部会での経済センサス - 活動調査及び個人企業経済調査の変更に係る審議状況につきまして、部会長の菅先生から御報告をよろしくお願いいたします。

○菅委員 それでは、経済センサス - 活動調査及び個人企業経済調査の変更に係る部会での審議状況について御報告いたします。資料1を御覧ください。

本件については3月の委員会で諮問された後、4月7日に1回目の部会を開催しました。

まず、「1 経済センサス - 活動調査の変更」の「(1) 調査事項の変更」についてです。このうち、「ア サービス分野の収入の内訳に適用される調査品目の見直し」と「イ 財分野の生産物分類の把握」は、どちらも本調査の調査品目への生産物分類の適用に関わる変更についてです。経済センサス - 活動調査におきましては、平成29年の統計改革推進会議最終取りまとめを踏まえ、令和3年の調査から調査品目について順次、生産物分類を適用する取組を進めております。令和8年調査においては、国民経済計算、SUT推計等の精度向上に資するため、既に令和3年調査で生産物分類を導入したサービス分野の調査品目の見直しを行うとともに、財分野の調査品目についても新たに生産物分類を適用するため、見直しを行う計画であり、その対応状況を中心に審議いたしました。

その結果、今回の見直しは統計改革推進会議最終取りまとめを踏まえたものであり、適当と整理しました。なお、委員からは、分類番号ごとに売上（収入）金額を管理していない報告者への丁寧な対応、最終的な調査品目の数等に関する全体像の提示、今回の変更事項に関してユーザーへの分かりやすい周知などの御意見・御要望がありました。

次に「ウ その他の調査事項の見直し」として、特定サービス産業実態調査から本調査へ移行した調査項目や、店舗形態の把握区分の見直し、産業格付の判断のための調査項目の追加などの変更計画の内容について、調査事項の廃止による利活用面での支障や、見直したことによる報告者負担等を中心に審議しました。

その結果、これらの変更について適当と整理しております。なお、委員からは、複合的な店舗形態となっている場合への丁寧な対応が必要ということ、管理・補助的業務か否かへの回答と売上高に関する回答とで矛盾が生じた場合の判断基準の明確化や、業態分類に関する検討の必要性を指摘する御意見がありました。

次に「(2) 調査方法の変更」についてです。最初に「ア オンライン先行回答方式の導入」として、オンライン先行回答方式を新たに導入することについて、見直しによって期待される効果や、報告者の理解増進に向けた取組などを中心に審議いたしました。

その結果、第IV期公的統計の整備に関する基本的な計画を踏まえ、報告者に対して原則オンライン回答を求めることによってオンライン回答率の向上を目指すものであり、適当と整理いたしました。なお、委員からは、複数の者が同時並行的に回答できる環境や、企

業内部で回覧できるエクセル様式を用意するといった、企業系調査全体に対する将来的な検討の必要性、回答率の向上に向けてコンタクトセンターのサポート体制の充実等の対応や、地方自治体における照会対応等への積極的な支援をお願いしたい、といった御意見・御要望がありました。

また「イ 一部の報告者における調査票の配布・回収方法の見直し」「ウ 報告方法の見直し」として、調査員調査と直轄調査の区分の見直しや、共同企業体の事業所の報告方法の見直しについて、見直しを行う必要性や調査結果への影響等を中心に審議いたしました。

その結果、大規模な企業は直轄調査として国が実施するとのこれまでの整理を踏まえたものであり、適切に実査を実施する観点からいずれも適当と整理しております。なお、委員からは、ネットワーク型産業における共同企業体の有無などについて事後的に検証できないかといった御意見がありました。

次に「(3) 集計事項の変更」についてです。このうち「ア 『個人経営』複数事業所企業に関する地域別集計の見直し」と「イ その他の集計事項の見直し」は、「個人経営」複数事業所企業に関する地域別集計を見直すものや集計事項の見直しなどを図るものであり、利活用面への影響等を中心に審議を致しました。その結果、今回の変更については一定の合理性があるものとして、いずれも適当と整理しております。

最後に「3 経済センサス - 活動調査に関する前回答申の『今後の課題』への対応状況について」です。支払利息を前回調査で把握しなかったことの影響が特になかったこと、今回の調査におけるニーズも把握されなかったことから、調査実施者としては引き続き支払利息等は把握しないと結論付けており、本部会としても今回の対応は適当と整理いたしました。

次回の部会は、経済センサス - 活動調査の残りの変更事項と第Ⅳ期基本計画への対応状況、個人企業経済調査における変更事項、及び前回答申の「今後の課題」への対応状況について審議を行う予定です。

私からの説明は以上です。

○**椿委員長** 御報告ありがとうございました。

それでは、ただ今の御報告につきまして何か御質問等あればよろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、私からコメントしたいと思います。

1 回目の部会では、経済センサス - 活動調査に関する調査事項や調査方法、集計事項の見直しなどの方向性についておおむね適当と整理されたと理解いたしました。次回の部会では残された論点について審議されとのことですので、部会長の菅先生をはじめ、サービス統計・企業統計部会に所属の委員の先生方、部会での御審議を引き続きよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

それでは次の議事に移らせていただきます。次の議事も部会審議状況報告となります。国民経済計算体系的整備部会での審議状況について、部会長の福田先生から御報告をよろしく願いいたします。

○**福田委員** ありがとうございます。それでは御報告申し上げます。4月10日に行われま

した第40回国民経済計算体系的整備部会の審議状況についてです。資料2を御覧ください。なお、資料のページ番号は中央の下に11分の1といった形で表示されておりますので、そちらを御参照ください。

それでは1ページ目を御覧ください。第40回部会では3つのことを審議いたしました。一つは次期基準改定における供給側推計の精度向上について、これが1つ目の議題です。それから2つ目の議題は分配面のGDPをどう計算するかということで、これが2番目です。それから3番目は2025SNAについての御報告でした。

まず議題1の「次回基準改定における供給側推計の精度向上」について御説明申し上げます。2ページ目下段のとおり、この議題では2つのことを議論しました。一つはQEにおける供給側推計品目等の細分化、より細かく品目を分けて供給側のQEを作成する問題。それから2つ目は年次推計における推計方法のシームレス化、具体的には経済構造実態調査を使って、年次推計から基準改定に向けてスムーズな移行を目指した御提案でした。いずれも第IV期基本計画の別表課題に対応するものであり、これまでの部会審議の中で2020年基準改定において検討するとされていた残りの論点について、内閣府から検討結果の御報告がありました。

まず1点目のQEにおける供給側推計品目等の細分化について、これは資料の3ページを御覧ください。品目細分化については上段の経緯で記載のとおりで、2段階に分けて実施することにしていましたが、部会では第2段階として2020年基準改定において実施予定の内容についての御報告がありました。

具体的にはページ下段以降に記載のとおりで、①として商業マージン推計の細分化、②として衣服・身の回り品の細分化を実施するものです。このうち①の商業マージン推計の細分化に関しては、これまで各品目のマージン額について商業マージン総額をQEの品目別に按分していましたが、2020年基準では、まず商業動態統計の品目群に按分するステップを踏んだ上で、QEの品目別に按分する案の御説明がありました。これにより、現行の推計方法ですと例えば1次QEから2次QEにかけてQE品目の国内供給が変化した場合、関連の薄い他の品目に影響が及ぶ可能性もありましたが、そうした問題がクリアされるということでした。

また、①の変更を行うことにより、マージン率の高い②の衣服・身の回り品についても細分化により精度向上が見込まれる旨の御説明がありました。

議題1の2点目ですが、年次推計における推計手法のシームレス化についてです。4ページ目の下段を御覧ください。

経緯に記載のとおり、年次推計から基準年推計に至る推計手法のシームレス化に関しては、サービス分野の一部の品目の推計においては既に経済構造実態調査を利用しておりますが、今回はこれまで利用を見送ってきたサービス分野の品目について、2020年基準改定における利用可能性の検討結果を御報告いただきました。

方針としては、5ページ目中段以降に記載のとおり、2020年基準においては産業連関表の推計で経済センサス - 活動調査を利用しているサービス分野の品目について、原則、経済構造実態調査を用いるということです。これにより、基準年推計と年次推計のシームレス

化が図られて、改定差の縮小が期待される旨の御説明がありました。

これを受けて、部会では2つの論点を順に議論しました。1つ目のQ Eにおける供給側推計品目等の細分化については、①のマージン率推計の具体的方法、特にマージン率の扱いをめぐって質問が寄せられました。2つ目の年次推計における推計方法のシームレス化に関しては、生産物分類に関する今後の議論のために、経済構造実態調査を利用しなかった品目について詳細を明らかにするとよい、あるいは将来的な課題として、今回の変更による精度向上について何らかの形で成果が見えるようになるというコメントもありました。

部会としては、品目等細分化やシームレス化のいずれも内閣府提案により実施することについて異論は出されませんでしたので、今回の論点に関連する改定内容については、ユーザーに分かりやすく示すことを前提に、内閣府の御提案どおりの内容で了承いたしました。その上で、特に品目等細分化については、商業マージンの推計方法に関する概念整理を十分行い、実施結果について改めて検討・報告することになりました。

これが第1の議題です。

第2の議題は「分配面のG D P」です。御案内のとおりG D Pは三面等価になっておりまして、生産面、それから支出面のG D Pの公表は充実しているわけですが、分配面のG D Pに関しては様々な課題がこれまで指摘されてきたところです。資料6ページの記載のとおり、これらの議題も2つ、四半期の問題と年次推計の問題に分けて議論しました。

第1に、分配Q N A、分配側の系列の四半期速報に関してですが、今回は、過去の部会での議論を踏まえまして、季節調整系列の試算結果と補助金の推計方法の精緻化に関する検討結果について御報告いただき、その上で今後の公表方法について御提案いただきました。

資料7ページ目の上段の記載のとおり、まず分配Q N Aの季節調整系列の試算結果については、分配Q N AとQ E、支出系列の季節調整済み前期比の乖離は絶対値平均で1.1%ポイントとなって、かなり大きいものでした。16四半期のうち7四半期において両者の符号が異なるという旨の報告もありました。

続いて、補助金の推計方法の精緻化については同じページの下段等を御覧ください。グラフの赤枠部分で示されているとおり、現在の分配Q N Aの算出方法では大規模な補助金を捉えることができず、分配Q N Aから年次推計への改定幅が大きくなる課題がありました。この点について、今回各施策の行政事業レビューシートの情報を用いた推計を用いたところ、補助金部分の改定率は相当程度縮小したという御報告がありました。

続いて8ページ目の上段を御覧ください。以上の議論を踏まえまして、まず、分配Q N Aのすぐに全面的な正式系列としての公表はなかなか難しいのではないかと。推計の精緻化をこれまで累次にわたって行ってきましたが、特に大きな問題になっているのは、営業余剰の推計において年次推計への改定幅が依然として大きいということでした。また、季節調整の結果はQ E、すなわち支出面の速報値と大きく乖離しておりました。

一方で、分配側の系列の速報値についてはニーズもそれなりに高いということで、情報面の提供という観点から重要という側面もあります。

そこでこれらの論点を踏まえて、内閣府からは分配QNAの内訳項目のうち、雇用者報酬、それから混合所得、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税（控除）補助金については、これまで部会に示した方法により独立的に推計を行い、年次推計への改定幅が大きい営業余剰については、支出面GDPから他の項目を控除した残差として推計する方法が御提案されました。

また、今後の公表方法については、これまでも部会審議に向けて試算・検討した内容を、正式系列ではなくて、国民経済計算論文として公表をしてきたところですが、今後も同様に定期的に国民経済計算論文として公表することとし、推計方法の精緻化を行った際には、論文においてその内容を解説するという案が内閣府から示されたところです。

それから次に、議題2の2番目のトピックとして、年次推計の精度向上に関して、雇用者数、特に副業分の推計の精緻化について御報告がございました。資料8ページの下段を御覧ください。雇用者数推計については、現行の手法では国勢調査の結果を基に労働力調査を用いて延長し、副業については就業構造基本調査を用いて加算しています。ただ、就業構造基本調査では主な副業を調査対象にしており、最近は複数の副業を持っている方が増えているという問題があります。今回、複数の副業を捉えるものとして経済センサスの結果と、現行の推計結果を比較した結果が御報告されました。

結果を見ますと、卸売業、小売業や宿泊業、飲食サービス業等では確かに経済センサスの値が大きくなって、複数の掛け持ちアルバイト等を精緻に捕捉できる可能性がある、すなわち経済センサスを用いた方がいいのではないかという結果が得られました。他方で、経済センサスを用いた方が現行の手法よりも値を小さくする産業も同時に見られるという問題もありましたので、引き続き検証・検討を行うという御報告がございました。

以上の2点に関して、委員からの御意見の御紹介です。

まず、四半期の分配QNAに関しては、誤差が大きい現時点での公表はユーザーの誤解や混乱を招く可能性があるため、論文形式で試算結果を発表することはよいという御意見がありまして、公表方法案については賛同意見が多く見られました。

ただ、公表等に当たっては、ユーザーの利便性を考えて、データを併せて公表しつつ、年次よりも高い頻度で公表することが望ましいという御意見や、技術的な留意点として、年次推計では統計上の不突合によって支出勘定等とのバランスを取っていますが、今回提案された方法では営業余剰の中にそうした統計上の不突合が含まれてしまうという御指摘がありました。統計上の不突合は営業余剰との対比で無視できない水準感で発生しているという懸念もあり、毎四半期の振れも相当程度大きい点には留意する必要があるという御意見もあったところです。

また、本質的に分配QNAの推計の意義は、支出・生産・分配の三面それぞれから独立に推計して、真のGDPを精度高く推計する点にあり、そもそも営業余剰に関しては年次推計にも改善の余地があるということで、年次推計の方から営業余剰に関わる推計方法の改善等を通じて推計精度の向上を図るべき、という御意見もありました。

それから2点目の副業分の推計の精緻化に関して、委員からは、経済センサスの方が現行よりも値が小さくなっている産業のうち、特に製造業の差が大きいのではないかと、まず

はこの部分に特に着目して検討すべきではないかという御意見がありました。

以上、部会の取りまとめとして、まず分配QNA、四半期の分配面のGDPについて、論文により公表することが適切であります。ユーザーの利便性を考慮して、データの形式も併せて公表してほしいこと、また、公表頻度に関しては、やはりより高い頻度で定期的に公表することを前提に、内閣府の御提案どおりで進めていただきたいということでありました。また、年次推計における雇用者の推計精緻化に関しても、御意見を踏まえた上で内閣府において引き続き検討を進めていただくことになりました。

以上が2点目の議題です。

3点目の議題は「2025SNAについて」で、これは主として内閣府からの御報告です。資料11ページ目を御覧ください。国民経済計算の新たな国際基準である2025SNAに関しては過去の部会でも取り扱ってきたところです。先月開催された国連の統計委員会において2025SNAに関する審議があり、その審議状況を部会で内閣府から御報告いただいたところです。

その御報告内容によると、国連の統計委員会の会合では、一部の国から、新たな概念の導入に伴う国際比較可能性の低下や予算制約に関する懸念が示されたということですが、多くの国からは支持が表明され、2025SNAが新たな国際統計基準として採択されたとのことです。なお、我が国からは、新基準での変更点に関して、導入前に各国での推計方法や試算結果の共有を要望する旨を発言したところです。

また、委員会が承認した実施戦略において、各国における導入時期については2029年から2030年を目標とすることが推奨されていることについても、内閣府から御説明がありました。

委員からは、この御報告を受けて、我が国への導入についてはできるだけ迅速な対応をお願いしたいという御意見や、新基準の導入に伴って既存の概念や定義が変更となる場合、ユーザーに対して連続性や接続に関する丁寧な説明をお願いしたいなどの御要望がありました。部会としては、今般2025SNAが正式に採択された下で内閣府における実装に向けた検討も今後更に進んでいくことを踏まえ、引き続き状況について部会に御報告をしていただくことを要望し、取りまとめを行いました。

私からは3点御報告申し上げます。以上です。

○樫委員長 御報告ありがとうございました。

それでは、ただ今の御報告につきまして何か御質問等あればよろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、私からコメントいたしたいと思います。今回は3つの議事について御報告がありました。

まず、「次回基準改定における供給側推計の精度向上」についてですが、QEにおける供給側推計品目などの細分化についてと、それから年次推計における推計手法のシームレス化についての2つの論点があったと認識いたしました。いずれも基本計画上の課題に対応する重要なテーマです。これまでも部会審議に基づき段階的に実施されてきたところかと存じます。今回は、2020年基準改定において実施することとされていた残りの論点につい

て御報告があったとのことでした。

部会での結論としては今回の2つの御提案内容を了承されたとのことですが、部会長からも御指摘のあった、ユーザーに改定内容を分かりやすく示す点は私も非常に重要だと考えます。こうした観点からの取組についても是非お願いいたしたいと思います。

2つ目の議事、「分配面のGDP」については、分配QNAと雇用者数の推計の精緻化を扱ったとのことでした。特に分配QNAに関しましては、基本計画上の課題である公表可否と公表方法について、今回の議論を通じて一定の結論が得られたと理解いたしました。分配QNAは長きにわたって審議を重ねてきた、重要であり、かつ非常に難易度の高いテーマでした。ここに至るまでの部会での御審議、あるいはそれに呼応した内閣府における様々な取組につきまして、私としても敬意を表したいと思います。

ただし、御意見の中にもあったとおり、分配面の精度向上に関しましては、営業余剰などの年次推計を含めて引き続き課題がある状況かとは思いますが。今回御報告がありました雇用者数やその他の論点も含め、引き続き御検討と御審議をよろしくお願い申し上げます。

最後に3つ目の議事として、新たな国際基準である「2025SNA」に関して、3月の国連統計委員会における審議内容について御報告があったとのことでした。今回正式に採択された2025SNAの実装に向け、各国の推計方法や試算結果も踏まえながら検討を着実に進めていただき、その上で部会でも引き続き御審議いただければと思います。

部会長の福田先生をはじめ、国民経済計算体系的整備部会に所属の先生方、誠にありがとうございました。

○福田委員 ありがとうございました。

○樫委員長 それでは次の議事に移らせていただきます。次の議事も部会審議状況報告となります。デジタル部会での審議状況について、部会長の清原先生から御報告をよろしくお願いいたします。

○清原委員 ありがとうございます。清原です。

資料3-1に基づきまして第5回デジタル部会の結果概要を報告させていただきます。また、当日配布いたしました3-2、3-3、3-4の資料も適宜御紹介しながら報告をさせていただきますと思います。

デジタル部会の課題は統計委員会の各部会の問題意識と共通するところがありますので、その点を意識しながらデジタル部会では審議を重ねています。3月28日に開催されました。出席者は表記のとおりです。議題は1として、「前回までの部会の議論」について事務局から説明を頂き、議題2として、麗澤大学経済学部教授の萩野覚先生から「統計の対象としてのデジタル化（DX）」について御講演を頂き、意見交換をしました。3点目に、「各国における電子商取引の把握の状況」について事務局より報告を頂き、意見交換を致しました。

まず、「前回までの部会の議論」について資料3-2のように事務局でまとめていただきました。「前回までの部会の議論」を「1. 統計の対象としてのデジタル化」「2. 統計調査のデジタル化」という2つの項目に分けて、目次にありますように、それぞれの項目について整理していただき、2ページ以降に、更に詳細にこれまでの議論の項目、意見等をま

とめたものを整理していただきました。

実はこれをお願いいたしましたのは、部会長としては、第5回までの議論を含めて、私たちの部会は諮問を頂いて審議をしているわけではありませんので、是非とも審議を建設的に報告書の形でまとめていきたいと考えます。したがって、この資料3-2の「前回までの部会の議論の整理」の内容を更に補強する中で、委員任期中に何らかの取りまとめを行いまして、今後の取組につなげていきたいと思います。このことについては委員の皆様のご同意を頂きまして、更にこの3-2に基づいて皆様から建設的な御意見を頂いたのが資料3-1の2ページに列挙されております。

すなわち、「本資料はこれまでの議論が包括的に取りまとめられていると評価する。更に国際比較の可能性の向上という観点と国内の政策上のニーズという観点で、分けて整理することも有用ではないか。その上でデジタル化の統計的捕捉に関して、日本が進んでいる点や後れている点を明らかにするとよいだろう」という御意見がありました。また、「他の部会でのデジタル化に関する議論の共有は有意義であり、それを踏まえて当部会でも議論を進めていけるとよい。更にデジタル化が急速に進展する中で、デジタル化やその効果について、先行指標のようなデータで捉えることはできないか。また、既存の公的統計では捉えられていないデータを集めていくことも重要」というご意見がありました。

最後に、「統計調査のデジタル化については、当部会での様々な意見が統計作成プロセスにおけるどの段階に関する議論であるかを意識して整理することが重要ではないか、すなわち、統計調査のデジタル化ということではいろいろな論点が出てきているわけですが、それが既に進行している統計作成プロセスの尊重の視点から、統計作成プロセス部会に共有することも考えられるのではないかと、このような御提案も頂いたところです。

続きまして、講演を頂きましたのが資料3-3の麗澤大学、萩野先生による「統計の対象としてのデジタル化について」です。この資料3-3を御覧ください。資料3-3では、デジタルトランスフォーメーションに関する公的統計として、企業によるデジタル技術の利用状況に関する一般統計調査について御紹介を頂くとともに、3ページでは「通信利用動向調査」も御紹介いただき、それぞれの特徴について共有いたしました。

その上で、4ページをお開きください。デジタルトランスフォーメーションの国際比較についても御説明いただきました。特にオスロ・マニュアルはOECDとEurostatが共同で作成したイノベーションに関するデータの収集、報告及び利用のための国際基準であり、2018年公表の第4版では、デジタルライゼーション、オープンイノベーション、グローバル・バリュー・チェーンの活用といった、イノベーションの様態の変化に対応していること。また、OECDはデジタルトランスフォーメーションの状況に関して各国のデータを収集し掲載していること。そのほか、クラウドコンピューティング利用企業やビッグデータ解析企業の割合、IoT利用企業の割合などについても共有いたしました。それらのデータが順次紹介されているところです。

そこで9ページでは、大企業と中小企業間の利用率の格差があることを御指摘いただきました。

そして10ページには、「デジタルトランスフォーメーションの把握に係る課題」として、

1点目に、現状ではイエス・ノーの回答なので、デジタルイゼーションの中小企業における広がりは分かりますが、大企業における深まり、すなわち高度化が把握できていないという御指摘がありました。すなわち、インプットとしてデジタルイゼーション専門の組織の大きさや投資した時間・費用を調査すること、アウトプットとしてデジタルサービスに係る売上高の比率を調査して指標とすることが有用であると考えられる。この点、クラウドサービスについては経済センサス - 活動調査で供給側から把握していますが、需要側であるサービスを利用している企業に調査を行い、当該サービスが何に使われているかなどを把握することが重要という、より踏み込んだデジタル・エコノミー・サーベイの必要性が提起されました。

2点目に、デジタルイゼーションに必要な人材（人的リソース）の状況を把握できていないこと。また3点目に、金額的な評価ができていないことについても御指摘がありました。

そこで11ページには、人材（人的リソース）の状況の把握として例を示していただきまして、OECDはICTスペシャリストの不足状況について統計整備を行っており、日本のデータも掲載し、比較可能にしてはどうか。ただし、職業分類の整備についても検討する必要があるという問題提起がございました。

また12ページには、AI人材の国境を越えた移動のことが紹介されておりまして、特にインド等の新興国から欧米先進国や日本への移動が目立ち、日本は流出から流入に転じているという現状認識を共有いたしました。

次に13ページには、金額的な評価に係る問題として、「全国イノベーション調査」や「通信利用動向調査」によってデジタルトランスフォーメーションの進展がある程度分かるが、金額的な評価を行わないと一国経済全体におけるウエートや世界経済におけるマグニチュードを把握できない。この問題を解決するのが「デジタル供給・使用表」ではないかと。これはデジタル産業やデジタル生産物について詳細な情報を提供しているが、この表では同産業・生産物の趨勢的な動向を把握することができない。そこでこれを克服する方法の一つは、デジタルサービスの供給産業及び需要産業の付加価値等の推移を把握することである。OECD STANデータベースを用いることが一つの方法ではないかという御提案も頂きました。

更に14ページをお開きいただきまして、デジタル供給・需要産業の付加価値について日本と米国、オランダの比較を示していただきまして、15ページでも同様に、近年のデジタル供給産業の成長を米国とオランダの表を基に共有しました。

そして16ページでは、日本の通信・コンピューター・情報の相手国別の収支について、米国、オランダ、スウェーデン、中国、シンガポール、その他世界ということで、この推移をお示しいただいたところです。

そして17ページでは、「日本のデジタル収支」についてこのように整理していただきました。すなわち、日本では通信・コンピューター・情報サービスを合計した項目について、2014年以降、相手国別の収支が整備されている。全体として赤字が拡大する中、GAFA等のデジタル企業が所在する米国向け、米国デジタル企業の子会社が所在するオランダ

やシンガポール向けの赤字が目立つ。これはデジタル産業において本邦企業が海外企業に十分競合できていないことを示唆しているのではないかと。そこで、通信サービス、コンピューターサービス、情報サービス及び専門・経営コンサルティングサービスについては地域別のデータが提供されていないが、今後、当該項目を含めた地域別の「デジタル関連収支の整備」が期待されるという御提案がありました。

18ページには、そこで「デジタル国際収支」の統計整備の方向性としては、1つ目、著作権使用料にはソフトウェアの製造・販売や音楽・映像の配信に伴う各種ライセンス料が、そしてコンピューターサービスにはソフトウェアのダウンロードやクラウドコンピューティングの料金等が、また専門・経営コンサルティングサービスにはウェブサイトの広告スペースの売買代金等が計上されていると考えられる。これらの項目を集計することによって各国の「デジタル収支」を算出するほか、相手国別に見ることによって各国のデジタル産業の動向を把握することができる。したがって、欧米主要国では、「国際サービス貿易統計マニュアル2010」に基づいて、拡張国際収支統計の枠組みの中で上記の各項目で相手国別収支の整備をしているところです。

それでは、日本では「デジタル生産物」をどのように把握しているかといいますと、平成31年にサービス分野の生産物分類を策定し、これを用いて「令和3年経済センサス-活動調査」を実施し、この結果、以下の事項を供給側から把握できるということで、17-34以降の項目を紹介していただいています。また、「デジタル仲介プラットフォーム」のサービスに関し、ウェブ情報検索・提供サービス等を「広告収入」「広告以外の収入か」に区分して把握。また、クラウドコンピューティングサービスに関しては「ICTアプリケーション共用サービス」等として把握しています。

以上のような国際的な現状と日本の統計の状況を踏まえて、最後の20ページで「デジタル経済調査」について御提案いただいたところです。すなわち、1点目、デジタルトランスフォーメーションについて、デジタル技術の活用の有無にとどまらず、そのインパクトの金額的な評価を行い、また、人的リソースに関する情報を収集するために包括的なデジタル経済調査の実施を展望できないか。2点目には、研究開発に関しては総務省統計局により科学技術研究調査が基幹統計調査として実施されていること。そこで将来的には、デジタル経済調査をこれに並ぶような統計調査にすべきではないかという御提案。最後の3点目に、統計の企画にはデジタル庁、文部科学省をはじめ、関係官庁が関与する形にできないか。

このような御提案を頂きましたことを踏まえて、資料3-1の2ページ目で列挙してありますような御意見あるいは御質問を頂きました。主たるものとして幾つか御紹介させていただきます。

「資料3-1の2ページ、(2)の「講演」の項目の1点目に、資料3-3の2ページに記載されているデジタル技術の利用の有無について調査する際、何が技術の利用に該当するのか判断が難しい側面がある。また、技術革新が進む中で、企業（回答者）が特段意識せずにデジタル技術を利用していることも考えられるため、回答者の理解が図られるような取組も重要であろう。」というご意見がありました。

もう一つ、次にありますように、「デジタル化の統計的把握に当たって、企業・事業所を対象にした大規模調査の実施が難しい場合、需要側からアプローチするのが一案ではないか。個人・世帯を対象とした既存の公的統計や世界銀行のデータベースなどの活用も考えられる。」と。

また、「生成A IやD Xに関連するデジタル技術は大規模な電力を必要とするので、電力使用量によりデジタル化を捉えるのも一案ではないか」という御提案もありました。

こうした代理指標についての御意見も出されましたし、3 ページには「新たに、激動するデジタル化の中で既存統計の枠組みを尊重しつつ、負担なく追加的な調査を実施する方法について」の御質問があり、萩野先生からは、「関連する基幹統計調査に附帯させる別途の一般統計調査として実施してはどうか」という御提案がありました。具体的には、「オンライン調査かどうかによって事情は異なりますが、別途の画面や調査票を用意して、該当者のみが回答するような附帯的な調査もあり得るのではないか」というイメージが示唆されました。

また、「D Xのインパクトの金銭的な評価については、現在は中断されていますが、英国のONSにおけるデジタル経済に関する調査がイメージとして具体的ではないか」という御示唆がありました。また、「D Xの経済インパクトに関する金銭的な評価については、デジタルS U Tを用いてデジタル技術の利用有無による収益構造や生産性の違いを明らかにすることで、分析の可能性が広がる」という御示唆がありました。

特に、デジタル国際収支のほか、総務省が作成する「情報通信産業連関表」の活用の有効性も示唆されたところです。

まとめとして私からは、「今回提案のあったデジタルトランスフォーメーションの統計的把握に関する課題、すなわち1 点目、D Xの深化・高度化の把握、2 点目、デジタル人材の状況把握、3 点目、金銭的な把握を改めて指摘しつつ、我が国の公的統計や国際機関の取組状況、それらを踏まえた今後の課題について部会での認識を深めることができた」と、このように発言させていただきました。

実は、この萩野先生の問題提起と関連しまして、幸いにも3 番目の議題は事務局における「各国における電子商取引の把握の状況について」の調査報告でございました。資料3－4を御覧ください。

2 ページ目を開いていただきますと、事務局ではこの間、各国における電子商取引について、1 番目に主要国に対するヒアリングの実施、2 番目にE U諸国のデータ提供について文献調査を実施していただきました。その内容について3 ページ以降に報告をしていただきました。

3 ページには主要国、すなわち、対象国を絞りまして、米国、カナダ、英国、韓国、E U諸国としてはオランダ、ドイツ、スペイン、ベルギー、デンマーク、エストニアにヒアリング調査を実施しております。

4 ページにクエスチョネアの内容が紹介されています。1 点目、電子商取引の調査結果の利活用。2 点目、電子商取引の調査方法。3 点目、統計調査と項目の結果精度です。これについては現在集計中であり、次回の会議で概要が報告される予定です。

5 ページ以降は、2 番目として E U 諸国のデータ提供についての文献調査の報告をしていただきました。まず、「E U 規則に基づく E u r o s t a t へのデータ提供義務」が確認されました。実際に、多くの E U 諸国が電子商取引のデータの利活用の目的、4 ページにあります統計調査についての調査で E u r o s t a t へのデータの提供と回答していました。すなわち、電子商取引を何のために利活用していますかという、それはまさに E u r o s t a t へのデータ提供のためにしていることが確認されました。また、上記「E U 規則の下位規則において、調査項目など提供するデータの技術的な詳細が規定されている」ことも確認されました。

6 ページを御覧ください。「E u r o s t a t へのデータ提供義務」として、具体的にはここに列挙されているような項目が義務付けられています。すなわち、「財又はサービスのウェブ販売の金額又は総売上高に占める割合」、また、「財又はサービスの E D I 型販売の金額または総売上高に占める割合」です。

そして 7 ページを御覧ください。「E u r o s t a t のモデル調査として、多くの E U 諸国では、このモデル調査に基づく統計調査によって電子商取引について把握している」ことが分かりました。

また 8 ページを御覧ください。モデル調査の調査票によりますと、「電子商取引」の定義は次のとおりです。すなわち、「財またはサービスの電子商取引販売とは、受注を目的として特別に設計された方法により、ウェブサイトやアプリ、E D I 型のメッセージなどを介して注文が行われる取引（販売）をいう。決済はオンラインまたはオフラインのいずれにより行われてもよい。電子商取引には電子メールによる注文は含まれない。」この定義は O E C D の定義と本質的に同じでした。

9 ページを御覧ください。モデル調査では N A C E（欧州共同体経済活動統計分類）の 2 版の以下の産業を調査対象とすることとされています。製造業以下のこのような項目であることが分かりました。

この事務局の調査によります各国における電子商取引の把握の状況を受けまして、更に皆様と意見交換を致しました。何よりも今回の調査を通じて、改めて E U 諸国と E u r o s t a t の電子商取引に関する密接な関係を確認いたしました。今後は、今行っているヒアリング調査について各国からの回答内容を精査し、結果を取りまとめて次回以降の部会で報告していただき、更に検討を深めたいと考えております。

以上で第 5 回デジタル部会の報告とさせていただきます。

○樫委員長 御報告ありがとうございました。

それでは、ただ今の御報告につきまして何か御質問等あればよろしく願いいたします。津谷先生、よろしくお願いします。

○津谷委員 質問というより、いくつかコメントさせていただきたいと思います。

これまでのデジタル部会での議論の内容を簡潔かつ包括的におまとめいただいたことに対して、清原先生をはじめとして部会構成員の皆様の御尽力に感謝申し上げたいと思います。

他の部会、なかでも諮問審議・答申を実際に行う部会とデジタル部会の議論の結果を共

有することは大変重要だと思います。このために、デジタル部会から働きかけていただくことも必要だと思いますが、実際に諮問審議・答申を行う側からも働きかけて、双方向でコミュニケーションをとることは大変有意義だと思います。特に統計作成プロセス部会において、議論のどの段階でデジタル部会の議論を反映させるのかということについて、デジタル部会の方からだけでなく、統計作成プロセス部会の方からも意識してコミュニケーションを密にとって、このデジタル部会の議論の成果を共有させていただくことができれば、政府統計全体の品質の向上に更に寄与することができるのではないかと思います。

先ほど、菅先生から御報告があったサービス統計・企業統計部会の審議結果によると、「経済センサス - 活動調査」の調査方法としてオンライン回答を先行する方針とのことでした。オンライン回答の推進は政府統計調査全体における当委員会の方針であり、調査方法としてオンライン回答を促進することはもちろんですが、もっと広く公的統計の作成と提供におけるデジタル化を考えていく必要があると思います。統計調査を実施する側が、その準備段階からデジタル技術をより積極的に活用し、その成功例を他の各部局と共有して水平展開していくことはとても重要だと思います。

昨今、統計調査に携わる人材の不足が言われており、調査のための人材確保が難しくなっています。一方で、より精度の高い統計情報を迅速に収集・集計することの必要性は増しています。このために、デジタル技術を広く積極的に活用することによって、調査結果をより効果的かつ効率的に広く普及させる、英語で言うディセミネートしていくことができるのではないかと思います。統計作成プロセスにおけるデジタル化を意識して、そのための方策を考えていくことが、政府統計全体の更なる向上につながるのではないかと思います。ありがとうございました。

○樫委員長 どうもありがとうございます。まさに部会横断的なテーマであることを、ここでやはり部会報告、諮問に基づく答申の報告ではなくて、これ全体が共有することは非常に大きな意義があると思いますし、DX化に向けて各部会も意識していただければと思うところです。どうもありがとうございました。

ほかいかがでしょう。牧野先生、手が挙がっていらっしゃいますか。牧野先生、よろしくをお願いします。

○牧野臨時委員 恐れ入ります。よろしくお願いします。静岡産業大学の牧野好洋です。オンラインからで大変恐縮ですが、一言お願いをさせていただければと思います。

先ほど清原先生から大変丁寧な御説明を頂きました。誠にありがとうございました。不勉強な私もよく理解することができました。資料3、24ページの2つ目に「この問題を解決するのがデジタル供給・使用表」というコメントが出ております。私は、微力ですがデジタル供給・使用表の整備に少し携わらせていただいています。デジタル供給・使用表は、デジタル・非デジタルの産業・生産物の構造や関連を体系的に取り扱うものであり、一定の意義を持っているものと考えています。

生産物分類の作成や基礎統計の充実によりまして、デジタル供給・使用表を少しずつ整備でき、例えばデジタルと非デジタルによって生産構造がどのように違うのかということも少しずつ把握できるようになってきたと感じております。

一方で、やはりまだ基礎統計の不足や統計の精度の関係で、推計値をうまく得られない部分があるのも確かです。今後、関連の先生方や部局の皆様と協力させていただきながら、一次統計と、デジタル供給・使用表のような加工統計を連携させ、一次統計、加工統計をより整備していければと思ったところです。

以上、今後に向けてのお願いです。ありがとうございました。

○**樫委員長** 貴重なコメントをありがとうございました。清原先生、よろしくお願いします。

○**清原委員** 牧野先生、「デジタル供給・使用表」に参画されているお立場からのコメントを頂きまして大変にありがたく思います。萩野先生も、この「デジタル供給・使用表」はデジタル産業やデジタル生産物について詳細な情報を提供していることについては、大変評価していらっしゃることは言うまでもありません。その上で、更にその取組が趨勢等を把握するのに有用な方向性はないかという未来志向の問題提起をしていただいたわけですし、是非、牧野先生には引き続き、この調査にも関わるお立場から、今回の報告などを推進力に、更なる精緻化や深化をもたらすお取組を進めていただければ心強いです。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○**牧野臨時委員** こちらこそありがとうございます。

○**樫委員長** どうもありがとうございました。是非よろしくお願い申し上げます。

いかがでしょう。ほかに御質問、コメント等あればよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、私からもコメントさせていただきます。

第5回デジタル部会では、まず1つ目の議題として前回までの部会の議論について説明があり、更にそれに基づき意見交換が行われたとのことでした。それでまた、これまでの講演や議論などの内容を報告書のような形で整理して、今期の委員任期中に取りまとめを行う方針であるとも伺いました。昨年9月の統計委員会で私からも申し上げたことと重なりますが、デジタル化という、先ほど申し上げたように横断的なテーマについて、部会長報告にあったように、多様な視点からの意見を把握・整理することは非常に重要なことだと考えます。是非、取りまとめの作業を進めていただきますようお願い申し上げます。

それから次に2つ目の議題として、「統計の対象としてのデジタル化」のうち特にDX、デジタルトランスフォーメーションに関して、有識者、萩野先生による講演があったと伺いました。講演の内容は、既存の統計や国際機関の取組、それを踏まえたデジタル化の統計的把握に関する今後の課題についての整理であり、かつ提言というようなものもあったと承知しました。この講演の内容について、部会でもDXという重要なテーマについて活発な御議論をしていただきました。本委員会でも今のように重要な意見交換があったということで、これは今後の方向に関わることだと思いました。

最後に3つ目の議題として、電子商取引の統計的把握に関し、事務局が実施した海外諸国へのヒアリングの状況などについての報告があったと伺いました。今後、ヒアリング内容を整理し部会に報告いただく予定と伺いましたが、これに基づいて部会での議論が更に深まることになるのだと思います。

いずれにせよ、今回の統計の対象としてのデジタル化に関しては、次の基本計画等々に関わる大きな論点かと存じますので、部会での活発な議論等をよろしくお願い申し上げます。部会長の清原先生をはじめとして、デジタル部会に所属の委員の先生方、部会での御審議を引き続きよろしくお願い申し上げます。

それでは次の議題に入らせていただきます。最後の議題となります。「賃金・所得の実質化について」となります。現状、厚生労働省の毎月勤労統計調査などにおいて賃金や所得に関する統計が公表されております。これらの統計の実質値の在り方、情報提供の手法などについて、外部有識者による議論の結果を踏まえて関係府省において検討を行ったとのこと。今回、その検討の結果について御報告いただけるということですので、お願いしたいと思います。

○茂呂内閣府大臣官房審議官（経済財政運営担当） 内閣府の茂呂と申します。資料4に沿いまして御報告させていただきます。

資料4の下にあります、内閣府、内閣府経済社会総合研究所、総務省統計局、厚生労働省と、各府省で協力して検討を行いました。

1枚おめくりいただきまして1ページを御覧ください。今回の検討のまず背景について御説明いたします。上の方に括弧書き、明朝体で記しておりますが、本年3月の経済財政諮問会議におきまして民間議員から提言がありました。実質賃金の動向を適切に把握・評価するためにはその国際比較も重要であり、幅広いユーザーの便宜に資する観点から統計情報を充実すべきだと、そのような御指摘がありました。具体的にはこの民間議員の先生は、上の今回の検討会の委員でもあります、下から2人目になりますが、東京大学の柳川教授から具体的なこうした御提案がありました。

この御提案を受けまして関係府省で検討を行ったのが今回の検討の趣旨になります。ですから私どもとしましては、この1行目にありますように、今回の検討の趣旨は、まずは実質値の国際比較がしやすくなること、それが1点目だと思っております。2点目が、その次になりますが、時系列的な連続性を確保する形で、それから3点目が、幅広い統計ユーザーの便宜に資する統計情報を提供できるように、こうした3点につきまして、それをクリアするような検討を行ったということです。

その下に現在の賃金・所得統計の状況とありますが、ここは関係府省から当日説明があったことをまとめたものです。主に下の表を御覧いただければと思います。これは実質賃金の分母の物価指数に何を使っているかということの分類です。アメリカ、ドイツですとCPIの「総合」、オールアイテムズというものですが、「総合」で実質化をしております。イギリスにつきましては「総合」で実質化をしております。それから補足的な指標として「持家の帰属家賃を除く総合」で実質化をしております。それから日本につきましては、御案内のように現在はCPIの「持家の帰属家賃を除く総合」で実質化していると、このような状況です。

これを受けまして、その次のページになりますが、検討会で出された主な意見としまして3点ほど、委員の皆様の合意を得たものとしてここに記させていただきました。

初めの丸ですが、まず毎月勤労統計調査においてということですが、現行の実質

賃金の系列に加えまして、国際比較がより容易に可能となるよう、「総合」で実質化した系列を追加的に算出し、統計ユーザーの利便性が高まる形で統計情報の充実を図ることが適当ではないかといったことです。その際、統計作成部局は系列ごとの特徴など、丁寧な対外説明を行うことが重要であるといったことが初めの丸です。

それから2つ目の丸ですが、家計調査、国民経済計算におきましても実収入、雇用者報酬の実質値を公表しております。それにつきましても、整合性の観点から、毎勤と同様の取扱いとしてはどうかということでした。

それから3つ目ですが、追加的に公表される「総合」で実質化した系列につきましても、統計ユーザーの利便性向上に資するよう、可能な限り遡求系列を整備すべきである。こうした主に3点の結論を頂いたところです。

それを踏まえまして、統計の作成部局、関係省庁の方での対応方針ということです。下の最後の2つです。まず、以上を踏まえまして、次回公表分から、毎月勤労統計、家計調査、国民経済計算において「持家の帰属家賃を除く総合」及び「総合」による実質値を公表資料に掲載する。また、過去分についても可能な限り遡求しホームページ上に公表する。このような系列を1つ追加するような形で公表することを考えております。

以上です。

○樫委員長 御報告ありがとうございました。

ただ今の御報告について、本日途中退席されました白塚委員から事前にコメントを頂いておりますので、私が読み上げさせていただきます。御紹介申し上げます。白塚先生からのコメントです。

実質賃金・所得の国際比較の可能性を高めるという観点は大事ですので、日本のデータについて、従来のC P I 帰属家賃を除く総合に加えて、C P I 総合で実質化した系列を公表対象にすることはよいことだと思います。

ただし、国際比較という観点からは、C P I 総合の、国による違いを明確にすることも重要です。

特に、E U加盟国については共通のC P I 指標であるH I C P (Harmonized Index of Consumer Prices) は帰属家賃を対象外としています。国によって、H I C P 以外の指標を作成し、帰属家賃を考慮したものになっている国もあるようですが、それもばらばらだと理解しています。

また、帰属家賃の重要度も、国によって持家比率が異なり、やはりこの点でも帰属家賃の取扱いの違いの影響は国によって異なります。単純にC P I 総合で統一すれば国際比較性が高まるわけではないという点も明確にする必要があります。

公表資料やその使い方の解説、あるいは政府の月例経済報告など公的な組織での利用などにおいては、上記のような点が明確になるような公表の仕方、利用の仕方を説明していく必要があります。

以上です。

それでは、ただ今の御報告につきましてほかに何か質問等あればよろしくお願いいたします。福田先生から手が挙がっているそうです。福田先生、よろしくお願いいたします。

○福田委員 ありがとうございます。いろいろ御説明をありがとうございました。

まず一般論ですが、やはり統計の作成は中立的でなければいけないのは言うまでもなくて、その時の政権の都合のいいように統計の作成をしてはいけないのは、この場でも当然皆さんの合意として存在することだと思います。また、そのつもりはなくても、そうした誤解を生むような統計の公表方法は極力避けるべきで、そういう意味では、資料にもありますように丁寧な対外説明が必要だということは当然だと思います。

事実関係として起こることは、当然、今の実質賃金の例えば日本とアメリカの格差を考えたときに、日本も「総合」で割れば日本とアメリカの格差は縮まって、日本の実質賃金は相対的に上昇率が高くなる傾向がある事実があり、他方でそれが今の政権が目指していることを統計上の工夫でサポートしてしまう事実があることは、やはり一つの懸念材料にはなります。

家賃に関しては、帰属家賃と家賃は違う概念ですので、単純な議論はできませんが、やはり日本とアメリカは全く違うタイプのデータの性質があって、そもそも国際比較するのはかなり注意が必要だと個人的には思います。私も日本とアメリカ両方でアパートを借りたことがあります、やはり全く違う契約形式ですし、慣習も全然違うし、考え方も全然違います。

実際、日本では家賃、あるいは帰属家賃もそうですが、消費者物価指数に比べて全然上昇していない性質があります。逆にアメリカは消費者物価指数よりも家賃の方がはるかに高く上昇している事実もあります。そういう意味では、比較方法として「総合」で比較する方法も一つの指標ですが、では帰属家賃を除いて国際比較を行った場合どうなるかということも重要です。これは試算でしかありませんが、試算してはどうなるのかといったような情報提供もしないと誤解を生む可能性があります。「総合」で割れば日本とアメリカの賃金上昇率の格差は縮小するわけですが、むしろ帰属家賃を除いたベースで日米比較をすると、現状よりもその差はむしろ拡大することになるとは思います。

そうした性質のある問題だということも同時に理解し、統計作成部局においては、そうしたことにしてもかなり注意を要することだということの対外説明は非常に丁寧に行っていたかしないと、やはり最初に申し上げたような誤解を生み出しますので、これに関しては非常に慎重にやっていただきたいということを要望したいと思います。

○樫委員長 どうもありがとうございます。非常に丁寧な説明が必要であるという御意見かと存じました。ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。樫先生、よろしくお願いします。

○樫委員 樫です。

私も今の福田先生がおっしゃったことと同じような心配をしております、一点は、帰属家賃という概念そのものがまず一般の方には恐らく非常になじみがないので、この帰属家賃は消費者物価指数に入ったものと入らないもので一体どういう違いがあるのかということからよく分からないというようなことがあるのではないかと思います。

比較のために、アメリカなどが帰属家賃を含めた「総合」を使っているのはそのとおり事実ですので、そうしたものも公表していく方向性について私は賛成で、情報をたくさん

公表するのはよいことだと思います。その際に是非、この関係者で作られたペーパーにも書いてありますとおり、検討会でも出た意見のようですが、この系列ごとにどういう特徴があってどういう意味があるのかということをは是非丁寧に説明して、誤解とか、それから利用者が分からないということがないように丁寧にやっていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

○樫委員長 樫先生、どうもありがとうございました。やはり検討会でもあったような意見ですし、福田先生の今の御意見もありますが、この丁寧な説明は非常に重要なことだということを改めて承知しました。

ほかいかがでしょうか。松村委員、よろしくお願いします。

○松村委員 御説明ありがとうございます。

一点、基本的な質問ですが、2系列を公表された際にそれぞれの位置付けですか、イギリスの場合ですと「総合」で実質化したものが主系列として公表されているということですが、日本においてはそれぞれの位置付けはどのようなのでしょうか。

○樫委員長 これは御説明いただけますか。恐縮です。

○渡邊厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室統計管理官 厚生労働省で毎月勤労統計を担当しております渡邊と申します。

先週金曜日に検討会が行われまして、その際の議論としては、今回公表する系列については特にどちらが主でどちらが参考値といったような区分けは設けない、あくまで併記する、というのが主な意見であったと理解しております。

その上で、ユーザーの利便性という観点から情報の充実に取り組んでいきたいと考えております。毎月勤労統計の実質賃金に関しましては、統計メーカーとして丁寧な説明は必要だと認識しておりますので、厚生労働省としましては、頂いた御意見を踏まえまして、丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。

○樫委員長 松村先生、どうぞ。

○松村委員 ありがとうございます。そうしますと多分、「総合」で実質化したときと「帰属家賃を除く」で実質化したときに、それぞれ前年比伸び率の符号が違ような局面も出てくると思います。そうしたときに賃金の基調判断も含め、その意味をどう解釈するかという問題にも関わってくると思います。先ほど来、福田先生や樫先生からもありましたが、やはり丁寧な御説明を頂かないと、ユーザーは結構混乱するのではと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○樫委員長 どうもありがとうございました。先ほどからの意見と大体整合的な意見を頂戴しているのではないかなと思いました。松村先生、ありがとうございます。

いかがでしょう。ほかございますか。大丈夫ですか。

それでは、私からもコメントさせていただきたいと思います。

賃金や所得の動向について、国際比較の観点も含めて、多面的に把握するための統計情報の提供について検討したとの報告を頂戴いたしました。対応方針として、持家の「帰属家賃を除く」数値で実質化した現行の指標に加えて、持家の帰属家賃を含めた「総合」の

数値で実質化した指標も併せて公表するとのことでした。

公的統計の公表に当たっては、統計ユーザーのニーズへの対応、国際比較可能性の向上、またユーザーの利便性といった観点が必要であることは言うまでもありません。今般、こうした観点から、関係の統計作成府省において、両方の指標を公表するなど統計情報を充実する対応がなされるものと理解いたしました。この点につきましては、委員の先生方もこの2つの系列が出ること自体は好ましいことだと報告を承ったところです。

なお、御報告にもありましたとおり、今回の見直しにより現行の指標を利用している既存のユーザーの利便性を損なうことがないように、関係府省においては留意していただくとともに、これは各委員の先生方からひとしくありましたが、対外的な説明を丁寧に行っていただければと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。よろしいでしょうか。

それでは、本日用意しました議題は以上となります。

本日の議事録は、委員に確認を頂いた上で、統計委員会運営規則第5条の規定に基づき、議事録は委員会に報告するものとされているため、ホームページに公開の形に代えさせていただきます。

それでは、次回の委員会の日程について事務局から連絡をお願い申し上げます。

○谷本総務省統計委員会担当室長 本日も御審議をありがとうございました。次回の委員会の日程につきましては調整中ですので、また別途御連絡いたします。

事務局からは以上です。

○樫委員長 それでは、以上をもちまして第216回統計委員会を終了いたします。本日も御参画、御参集いただき、活発な議論を頂戴したことに心から感謝申し上げます。どうもありがとうございました。